2. 事業内容

2.1. 調査フロー

本事業では、2013 年度の FM 率を把握するため、別途発注されている平成 26 年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）の受託者（以下「現地調査業務受託者」という）に対する調査方法の指導や、調査結果の精度管理を行うとともに、全国の調査結果の取りまとめを行う。

特に、調査結果は京都議定書に基づく森林吸収量算定の基礎データとなるため、本事業の実施にあたっては、GPG-LULUCF（温室効果ガスインベントリ報告書作成のためのガイドライン）等の指針に基づいた国際的な報告・審査に耐えうる内容となるよう透明性・一貫性・検証可能性に十分配慮しつつ、森林経営対象森林となる森林や施業等について調査・分析を行うこととする。

調査フローを図 2-1 に示す。

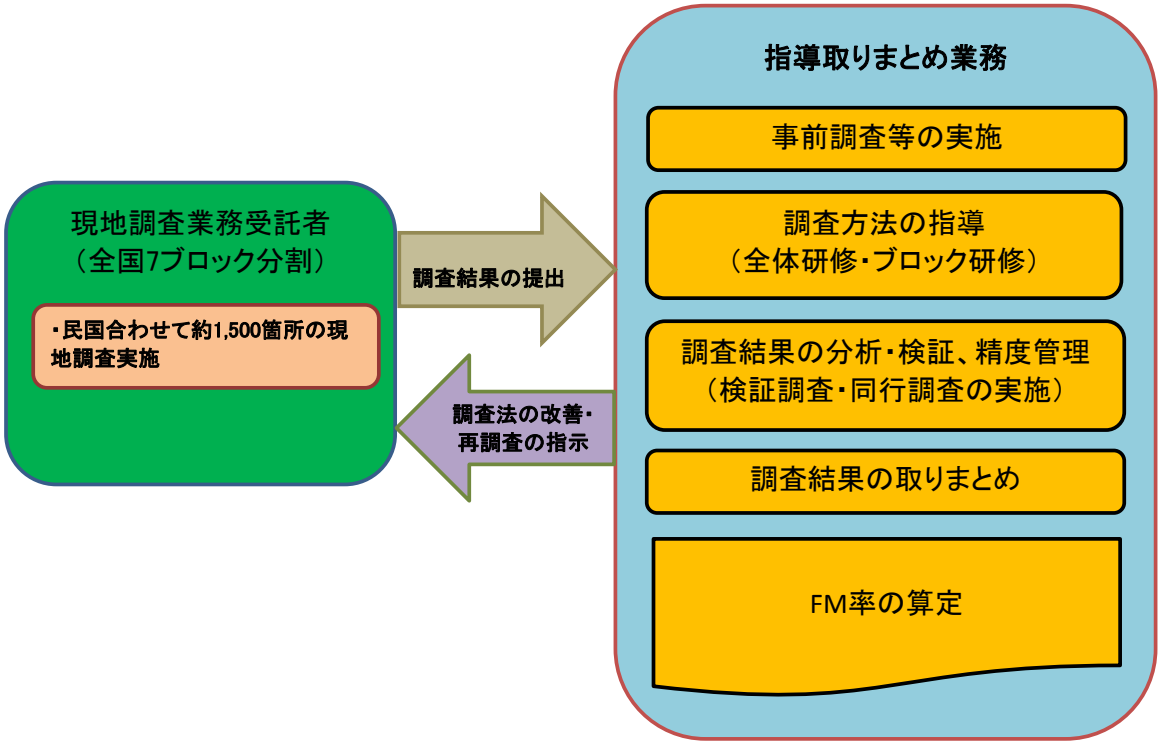

図 2-1 調査フロー

2.2. 調査内容

2.2.1. 調査方法の指導

（１） 事前調査等の実施

現地調査業務受託者へ調査方法の指導を行うにあたり、平成 25 年度業務で整備された「森林吸収源インベントリ整備事業（「森林経営」対象森林の第 1 約束期間中の増加率調査）現地調査マニュアル」（以下「調査マニュアル」という。）及び、別途発注された平成 26 年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）の仕様書に基づき事前調査等を実施し、現地調査を実施する際の留意点、現行調査方法等の検討を行う。

（２） 調査方法の指導

現地調査業務の調査方法等の改善と継続性確保及び得られるデータの品質確保の観点から、調査マニュアルを事前調査等の結果に基づき改良し、現地調査業務受託者（再委託先も含む。）に対し、講習会（全体講習会及びブロック講習会）を開催して周知するとともに、現地調査業務受託者からの要請・照会に関する指導を行う。ブロック講習会においては、調査内容に応じた必要な追加研修もあわせて実施する。

また、地図データ等現地調査に必要な資料の作成に関する助言・指導を行う。

2.2.2. 調査結果の精度管理

（１） 調査の品質管理

調査を実施するにあたっては、調査の品質及び精度を確保するため、現地調査業務受託者に対し、機材等の調達に関する助言を行うとともに、機材の使用方法と調査方法に関する研修を行う。

（２） 調査結果の分析･検証、精度管理

現地調査結果について、精度向上のための分析を行い、その信頼性・正確性を確かめるため、独立した観点から検証を行う。具体的には、現地調査業務受託者が調査マニュアル等所定の方式に従った調査を実施していることを確認するため、現地調査業務受託者から順次報告される調査結果について、全国の現地調査箇所の 5%の箇所を抽出し、調査結果の現地検証調査や同行調査を実施する。

検証対象には、現地調査業務受託者が行った各調査箇所の FM・非 FM の判定の是非を含むものとし、検証結果については、FM 率の算定に反映させる。

これらの現地検証や確認において異常が認められた場合は、該当する現地調査業務受託者に異常の内容、改善策を連絡するとともに、必要に応じて再調査を指示し、同時に林野庁担当者にも報告を行う。

2.2.3. 調査結果の取りまとめ

現地調査業務受託者から提出される現地調査結果や机上調査結果について、一元的に整理するとともに、現地調査の進捗状況を管理する。また、提出されたデータに異常（記入漏れや誤り等）がないか確認し、異常が認められた場合は、該当する現地調査業務受託者に異常の内容、改善策を連絡するとともに、必要に応じて再調査を指示し、同時に林野庁担当者に報告を行う。

2.2.4. FM 率等の把握

本年度の現地調査業務及び過年度事業の調査結果を合わせ、1990 年から 2013 年までに実施された施業を対象とした FM 率（2013 年度 FM 率）を算出する。

2.2.5. 調査結果の分析及び次年度調査箇所の選点

過年度の調査箇所及び結果、選点方法により、第一約束期間中の本事業成果を分析、さらに今年度調査結果を分析し、次年度の調査箇所の選点を行う。